

オオクチバスについて

オオクチバスの取扱いについて

平成17年1月19日
オオクチバス小グループ

本小グループでは、オオクチバスによる生態系等への被害の実態、分布抑制対策、規制の効果、防除の考え方等について4回の会合を重ねて議論を行ってきた。

以下、小グループとしてのこれまでの検討結果を報告する。

オオクチバスの全国的な分布実態や大きな水域における生態系への影響のメカニズムについては、必ずしもその全貌が解明されているわけではないが、これまでの本小グループでの検討の過程で得られた知見の蓄積により、オオクチバスは、地域的な在来生物の絶滅をもたらすこと、在来生物の生息環境に著しい変化をもたらすこと、生物群集や種間関係の著しい変化をもたらすことから、生態系へ被害を及ぼすものであることを否定することはできない。また、水産業へも一定の被害があるとの報告がある。ただし、被害の状況については、これ以外に環境改変等の影響があること、個々の水面によって差異があり一律にとらえられるものではないこと、に留意が必要である。

46都道府県において漁業調整規則に基づき内水面への移植禁止措置が取られているにも関わらず、いまだに新たな水域でオオクチバスが発見される事例があり、その原因は不明とする意見もあるものの、これまでの知見によれば、人為により持ち込まれていると推定するのが妥当であると考えられる。

このような状況も踏まえ、オオクチバスのこれ以上の分布の拡大等を抑制する必要があることについて、共通の認識となっている。こうした面に全国的に的確に対応できる法令として、対象となる生物の輸入、飼養、運搬、保管、譲渡譲受等を規制することができる「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「本法」という。)があり、本法はこの面で効果的な枠組みである。その際、芦ノ湖等4水面については、第5種共同漁業権が設定されていることに配慮が必要となる。なお、本法は、釣りそのものやキャッチアンドリリースを禁止するものではないこと、また、いわゆる適正に管理された釣り堀に関しては、特定外来生物被害防止基本方針(以下、「基本方針」という。)において「許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業」は許可の対象とされていることに留意が必要である。

すでにオオクチバスが分布している全国各地の多くの水面について、生態系等への被害の状況にはそれぞれ差異があり、地域によっては防除のための活動に着手し

ているところも多くあるが、一方、水面によってはオオクチバスを釣りの対象として多くの利用者が存在するという現実がある。

こうした状況において、釣り関係者からは、今すぐにオオクチバスが特定外来生物に指定されると釣り人の間に混乱が生じるおそれがあるとの指摘があり、上述のような状況において、どのような水面でどのような防除を行っていくのか、直ちに防除に着手する必要のないのはどのような水面なのか等について、あらかじめ一定の考え方・方向性を整理し示していくことが必要であると考えられる。

防除の基本的な考え方は基本方針に示されているところであり、被害の状況等を勘案して、完全排除、封じ込め、影響の低減等といった適切な目標を掲げるとともに、予算、人員、技術的可能性、地域事情等に応じて優先順位を付けつつ防除を実施していくことが必要となるものと考えられるが、防除に係る方向性・考え方を明らかにするために必要な、全国の水面の特性や被害の差異に応じた防除方法の考え方等については、いまだ情報・知見が十分ではない状況にある。

以上に鑑み、当小グループは、オオクチバスについて、以下のように取り扱うことを提案する。

- ・オオクチバスについては、広範に現に利用されている実態に鑑み、指定する前に、指定後の防除のあり方（どの水域について防除に着手するか等）について、予め準備を行うことが本法の円滑な運用と制度適用の実効性を確保するために適切である。
- ・被害防止のために不可欠な防除については、防除のための行動及び情報双方の観点から関係者が大同団結し、国民運動的に取り組んでいくことが重要であり、このため、防除対象水面の特定や実態等の把握を行うとともに、防除に係る指針についての共通認識を形成することに直ちに着手する。
- ・具体的には、学識経験者を中心に、環境省、水産庁、地方公共団体、漁業関係者、釣り関係者等による合同調査委員会の設置を決め、2月初めにも作業方針を決定、調査に着手する。調査委員会では、以下の作業を行う。

モデル防除事業実施を含めた防除の指針（どの水域において早急に防除を行うか、どの水域については直ちに防除を行う必要がないのか等）の策定

のために必要な現地調査及びケーススタディ分析を含めた全国の生息状況や被害状況の把握

普及啓発方針の策定

- ・オオクチバスによる生態系等に係る被害を防止することは喫緊の課題であり、本法の枠組みを活用することが重要である。上記の準備を経て、半年を目途に指定に向けた検討を進める。

第2回魚類専門家グループ会合（平成17年1月21日開催）
オオクチバスに係る委員意見の概要

資料2-1の結論は妥当なところに落ち着いていると考える。半年が長いか短いかの判断は難しいが、すぐに実行に移せないのが現状であり、半年の猶予期間は理解できる。ただし、指定を前提とし、半年という期限を決めておいた方がいい。特定外来生物になった場合に、漁業権のある芦ノ湖等4湖については、漁業権の更新がなされる平成25年まで待たなくてはならないが、他の水域については順次駆除をすべきである。オオクチバスは、ある程度の数に管理できないから問題なのであって、全面的に駆除を行うことが望ましい。すぐに指定できるなら、その方がいいと考えるが。

現在46都道府県で移植禁止が行われているが、現在も分布が拡大しており、規制はあってないようなものだ。資料2-1は、まさに苦渋の選択だと思う。半年間はバス釣り愛好者が納得するのに必要な期間であるならば理解はできる。本来ならば明日にでも指定すべきである。ただし、今指定しても実効性がないのであれば、半年間程度の冷却期間ととらえる方がよい。

小グループの結論は甚だ疑問であり、全く納得できない。その理由は、生態系被害の科学的知見について正当な評価がほとんどないためと、特定外来生物への指定を前提としない議論が続いていたためである。先般、水産庁がゾーニング案をまとめられなかった経緯があるが、何の産業も背負っていない環境省がゾーニング案に類似の案をまとめられるとは思えない。半年でケーススタディをまとめることは不可能であり、この提案は実効性がない絵に描いたもちである。研究者としての倫理観からも、このような提案は理解しがたい。

日本での被害実態は極めて深刻であり、オオクチバスの指定はあらゆる意味で緊急だ。遺伝学的にも、栄養学的にも密放流は明らかだ。道路の周辺で定着している事例が多いことは、人為の関与が甚だしいことを物語っている。絶滅危惧種のゼニタナゴについては、オオクチバス等の外来魚の影響が大きいことが指摘されている。このような危機的事態をみると、一刻も早く特定外来生物に指定し、監視していくことがこの法律の意図するところだと考える。

国外的な意味でも、早急に指定すべきである。オオクチバスは日本から韓国、中国、タイへと密かに輸出されているが、輸出国は責任を問われることになる。本邦が東アジアの環境先進国を自負するのであれば、指定を急がなくてはならない。世界生物多様性戦略の中でも、外来種対策は必須であり、その国の文化国家としての程度を照らすツールであることを認識すべきである。

「半年を目途に」と記されているが、一刻も早く指定すべきというのが率直な意見である。

< 参考 >

オオクチバス (*Micropterus salmoides*) に係る情報

原産地 北アメリカ

定着実績 ほぼ全国的に広範囲に分布

評価の理由

- ・北アメリカ原産であるため冬の低水温にも耐えることが可能で、かつ繁殖力が旺盛であり、日本各地に広く侵入・定着している。
- ・魚食性が強く、日本各地で本種によるとされる在来種の減少などを含む魚類群集構造の変化が報告されており、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。
- ・希少種を含む魚類や水生昆虫、甲殻類等のさまざまな動物を捕食することから、各地で問題とされ対策がとられている。
- ・一方、釣魚として人気魚種であり、4湖沼で漁業権魚種として指定されるなど、盛んに釣りが行われている。
- ・これ以上の分布拡大を防ぐことについては社会的合意がなされているが、現在釣りが盛んに行われている一部水域では引き続き釣りを認めるべきであるとの強い主張がある。

被害の実態(代表的な事例)

(1) 生態系に係る被害

- 環境省により選定された「日本の重要湿地 500」に取り上げられた水域のなかで気候条件や塩分条件などにより定着の可能性が想定される 259 箇所のうち、少なくとも 69 箇所 (27%) に侵入している。(文献)
- 京都府深泥池ではオオクチバス等の侵入後に在来魚の種数が減少したり、個体数が激減したりしている。また、在来種の減少により生物相に変化が生じている。(文献)
- 宮城県鹿島台のため池では、オオクチバスが侵入したあとに、絶滅危惧種のシナイモツゴが確認できなくなっている。(文献) また、秋田県の一部のため池ではオオクチバスが個体数や重量で優占し、いくつかの在来魚種の生息が確認できなくなっている。(文献)
- ラムサール条約登録湿地の宮城県伊豆沼・内沼では、オオクチバスの侵入・定着後に、希少なゼニタナゴやメダカ、ジュズカケハゼが急減し、いくつかの魚種では全長分布が大型個体に偏るなど、著しい魚類群集構造の変化が確認されている。(文献) 捕食によるトンボ類への影響も懸念されている。(文献) また近年では、その強い捕食圧により

生物群集が様々な間接的な影響を受けている可能性も指摘されている。(文献)

(2) 農林水産業に係る被害

- 捕食による漁業被害の可能性が示唆されている。(文献)

被害をもたらしている要因

(1) 生物学的要因

- 湖沼やため池、河川の中下流域に生息する。
- 成長が早く、2年で体長20cm以上に達する。
- 全長2~3cmの稚魚になると、他魚種の仔稚魚も捕食ようになる。成魚は主に魚類や甲殻類、水生昆虫を捕食する。
- 北米での報告によると、雌一匹当たりの抱卵数は2,000~145,000個であり、体サイズの大きな雌ほど多くの卵を産む。
- 産出された卵及び孵化後3週間くらいまでの仔魚は雄親に保護される。

(2) 社会的要因

- 釣魚として人気種であり、各地で意図的な放流が行なわれてきた可能性も指摘されている。

特徴ならびに近縁種、類似種について

- 全長30~50cm。上あごの後端が眼の後縁の直下よりも後方に達する。体側から背にかけて不規則な暗斑がある。腹側は黄味を帯びた白色。

その他の関連情報

- 各学会、団体などで駆除、保護の要望書が最も多く提出されている魚種である。
- 水域によっては生体での持ち出し禁止、再放流禁止の対応がとられている。
- 沖縄を除く46都道府県の内水面漁業調整規則において、移動禁止の措置がとられている。
- 世界規模で猛威をふるっている侵略種であり、イギリスや韓国では生体の持込が禁止されている。
- 芦ノ湖、山中湖、河口湖、西湖では漁業権魚種(第5種共同漁業権)となっている。
- 日本のバス釣り人口は300万人にも達すると言われ、各地でバス釣りが行われている。
- 一部の鑑賞魚店では販売されている。

主な参考文献

川那部浩哉・水野信彦・細谷和海(編・監)(2002)山溪カラー名鑑 日本の淡水魚(改訂版). 山と溪谷社. 719 pp.

- 日本生態学会(編)、村上興正・鷺谷いづみ(監)(2002)外来種ハンドブック. 地人書簡. 390 pp.
- 環境省(編)(2004)ブラックバス・ブルーギルが在来生物群集及び生態系に与える影響と対策. 財団法人 自然環境研究センター. 226 pp.
- 全国内水面漁業協同組合連合会(1992)ブラックバスとブルーギルのすべて. 外来魚対策検討委託事業報告書. 221 pp.
- 日本魚類学会自然保護委員会(編)(2002)川と湖の侵略者ブラックバス - その生物学と生態系への影響. 恒星社厚生閣. 150 pp.
- 横川浩治・中井克樹・藤田建太郎(2004)近年の琵琶湖におけるフロリダバスの大規模な侵入. 2004年度日本魚類学会年会講演要旨. p. 31
- 安部倉元・堀 道雄・竹門康弘(2003)京都市深泥池における魚類相の変遷と外来魚除去による個体群抑制効果. 関西自然保護機構, 25(2): 79-85. 須藤篤史・高橋清孝(2003)ブラックバスの食害の実態(伊豆沼をはじめとした県内湖沼河川の4事例). 第2回伊豆沼・内沼ゼニタナゴ復元プロジェクト会議 講演要旨 杉山秀樹(2003)オオクチバス駆除の現場から(連載). 広報ないすいめん, 32: 2-9. 杉山秀樹(2003)オオクチバス駆除の現場から(連載). 広報ないすいめん, 33: 5-14. 高橋清孝(2002)オオクチバスの魚類群集への影響 - 伊豆沼・内沼を例に. 川と湖沼の侵略者ブラックバス - その生物学と生態系への影響[日本魚類学会自然保護委員会(編)]. 恒星社厚生閣. p. 47-59
- 荻部治紀(2002)オオクチバスが水生昆虫に与える影響 - トンボ捕食の事例から. 川と湖沼の侵略者ブラックバス - その生物学と生態系への影響[日本魚類学会自然保護委員会(編)]. 恒星社厚生閣. p. 61-68
- Maezono Y, Miyashita T (2003) Community-level impacts induced by introduced largemouth bass and bluegill in farm ponds in Japan. *Biological Conservation*, 109: 111-121.
- Maezono Y, Miyashita T (2004) Impact of exotic fish removal on native communities in farm ponds. *Ecological Research*, 19: 263-267.
- 嶋田哲郎・新東健太郎・高橋清孝・渡部正弘・アロンポーマン(2003)オオクチバスの急増にともなう魚類、二枚貝群集の変化が水鳥群集に与えた影響. 第2回伊豆沼・内沼ゼニタナゴ復元プロジェクト会議 講演要旨
- 長野県水産試験場(2002)ブラックバス問題を考える - ブラックバス等の湖沼河川への影響調査書. 43 pp.